

硫化水素濃度測定方法検討のための実測調査計画（案）

測定は、「公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準」（平成18年3月1日 環境省告示第59号）に定める以下の場所で行う。

- (1) 浴槽湯面から上方 10 cm の位置の濃度 (基準：20ppm を超えないこと)
- (2) 浴室床面から上方 70 cm の位置の濃度 (基準：10ppm を超えないこと)

使用する測定機器

硫化水素検知管（JIS T 8204）

拡散式硫化水素検知警報器（JIS T 8205：定電位電解式硫化水素センサ）

硫化水素濃度測定方法

- (1) 浴槽湯面から上方 10 cm の位置の濃度

- ① 測定を行う場所

浴槽の湯面から上方 10 cm の位置に検知管の吸引口や硫化水素センサ表面が位置するように設置する。測定点は、浴槽の 4 隅（図 1 A～D）及び中央部（図 1 E）と湯口から浴槽に温泉が注がれる場所（図 1 F）の計 6 点で測定を行う。

- ② 測定値

硫化水素検知管及び拡散式硫化水素検知警報器は 1 回の測定値を採用する。

- (2) 浴室床面から上方 70 cm の位置の濃度

- ① 測定を行う場所

浴室の床面から上方 70 cm の位置に検知管の吸引口や硫化水素センサ表面が位置するように設置する。浴室内の 4 隅（図 1 H～K）及び換気扇の吸引口付近（図 1 G）で測定を行う。また、浴室床面の最も低い場所でも測定を行う。

- ② 測定値

硫化水素検知管及び拡散式硫化水素検知警報器は 1 回の測定値を採用する。

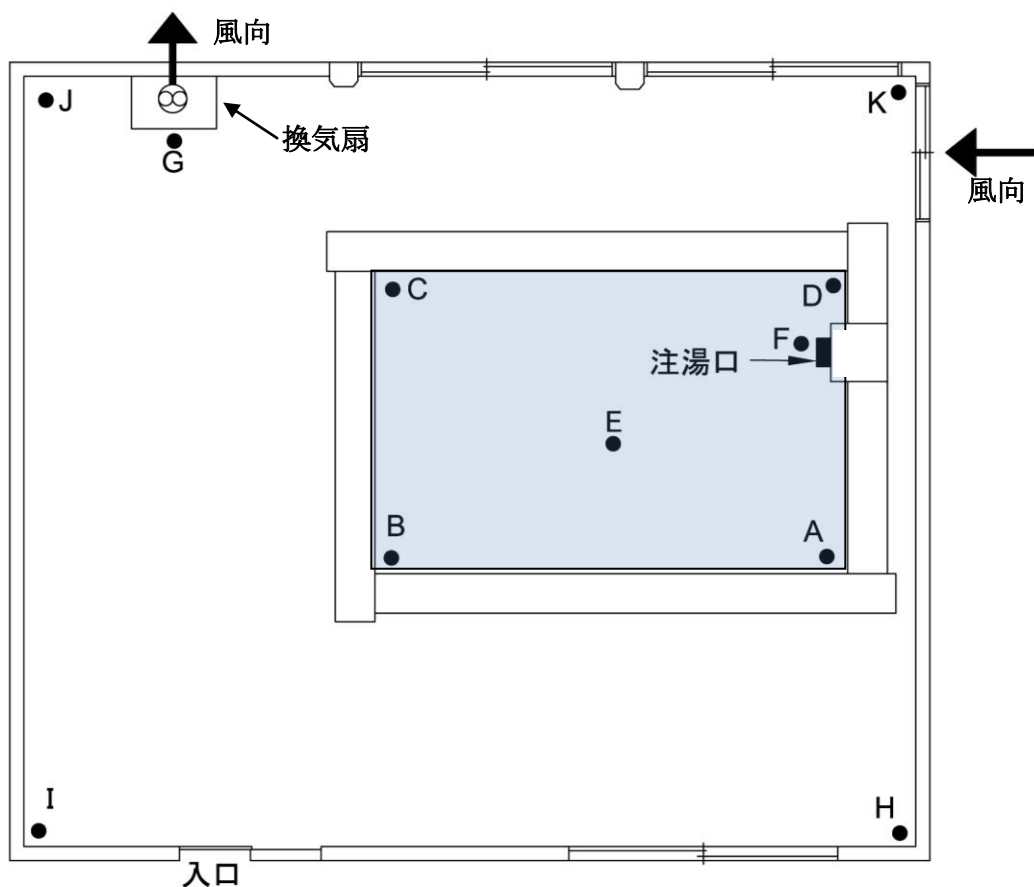


図 1 測定位置模式図

その他の測定・記録項目

- ① 天候
- ② 風の状況
- ③ 引湯経路の確認
- ④ 給湯水温
- ⑤ 浴槽温度
- ⑥ 室（気）温
- ⑦ 浴槽への給湯量
- ⑧ 浴室構造の簡易測量
- ⑨ pH
- ⑩ 電気伝導率
- ⑪ 総硫黄（現地にて分析試料を採取）
- ⑫ 測定期間内における硫化水素濃度の変化を把握するため、浴槽湯面から上方 10 cm の位置と浴室床面から上方 70 cm の位置各 1 点における拡散式硫化水素計（JIS T 8205：定電位電解式硫化水素センサ、データロガー機能付）による連続測定